

一般社団法人日本外科学会定期学術集会規則（定款施行細則第7号）

第1条 この法人（以下、本会と略記）は、本会の定款（以下、定款と略記）第4条第1項第1号に定める会員の研究発表会の一として、定期学術集会を開催する。

第2条 定期学術集会は、毎年1回、理事長が招集し、定時社員総会の後に、その開催地において開催する。

2 定期学術集会の通算回数は、社団法人日本外科学会定期学術集会の回数を継承する。

第3条 定期学術集会の招集は、遅くとも1カ月前までに、日時、場所及び日程を記載した機関誌をもって通知する。

第4条 定期学術集会は、会頭が主宰する。

2 会頭及び次期会頭並びに次々期会頭の任期は、1年とし、定期学術集会終了の翌日に始まり、次期定期学術集会終了の日に終わる。

3 次期会頭は、会頭として、次期定期学術集会を主宰する。

4 次期会頭は、会頭を補佐する。

5 次々期会頭は、会頭として、次々期定期学術集会を主宰する。

第5条 会頭及び次期会頭は、その業務を補佐させるため、会員の中から理事長に幹事候補者を推薦することができる。

2 理事長は、会頭及び次期会頭から推薦された幹事候補者を幹事として委嘱することができる。

3 幹事は、無給とする。ただし、幹事には費用を弁済することができる。

第6条 会頭が定期学術集会を主宰できないときは、理事会は、幹事の意見聴取を経て、定期学術集会の主宰代行者を決議する。

2 定期学術集会の主宰代行者は、理事長が委嘱する。

3 定期学術集会の主宰代行者の任期は、委嘱された日に始まり、定期学術集会の業務終了の日に終わる。

第7条 この規則について疑義を生じたときは、理事会の決議によって決し、社員総会の決議を受ける。

第8条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第9条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。